

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福島県報

目次

規則

○福島県中小企業高度化資金の貸付けに関する規則の一部を改正する規則

告示

○計量器の定期検査を実施する件

○国土調査として指定した件

○土地改良区の定款の変更を認可した件

○県営土地改良事業計画を定めた件二件

○県営土地改良事業計画を変更した件

○保安林の指定実施要件を変更する予定である旨の通知をする森林所有者等の所在が不明のため当該通知の内容を掲示する件

○道路の区域を変更する件

公告

○特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった件

○特定非営利活動法人の定款の変更の申請があった件

○土地改良区の清算人が就任した旨届出があった件

○土地改良区の役員が就任した旨届出があった件

○県営土地改良事業の工事が完了した件

正誤

○平成二十四年四月二十日付け定例第二千三百七十八号中

「四六」

「四六」

規則

福島県中小企業高度化資金の貸付けに関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年五月一日

福島県知事 佐藤雄平

福島県規則第三十七号

福島県中小企業高度化資金の貸付けに関する規則の一部を改正する規則

福島県中小企業高度化資金の貸付けに関する規則（昭和四十三年福島県規則第二十九号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項第二号ア中「一の項から」の下に「三の項まで、五の項又は七の項から」を加え、同条第三項第三号を削り、同項第四号を同項第三号とし、同項第五号中「六の項」を削り、同号を同項第四号とし、同項第六号から第八号までを一号ずつ繰り上げ、第九号及び第十号を削り、第十一号を第八号とし、第十二号を第九号とし、第十三号を削り、同項第十四号中「六の項」を削り、同号を同項第十号とし、同項第十五号を同項第十一号とし、同項第十六号中「又は三の項」を「三の項、五の項又は七の項」に改め、同号を同項第十二号とし、同項第十七号中「から七の項まで」を「五の項、七の項」に改め、同号を同項第十三号とし、同項第十八号から第二十号までを四号ずつ繰り上げる。

別表の4の項を次のように改める。

4 削除	
------	--

別表の6の項を次のように改める

6 削除	
------	--

別表の7の項中「組合員等」を「組合員又は所属員（以下「組合員等」という。）」に改める。

附則

- この規則は、公布の日から施行する。
- 改正後の福島県中小企業高度化資金の貸付けに関する規則の規定は、この規則の施行の日以後の資金の貸付けについて適用し、同日前に貸し付けた資金については、なお従前の例による。

（経営金融課）

告示

福島県告示第二百三十四号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

平成二十四年五月一日

福島県知事 佐藤雄平

一 計量法第二十一条第二項の規定により、知事が指定した場所で行う検査

検査区域

対象となる特定計量器

検査の期日及び時間

検査場所

河沼郡湯川村	同 郡磐梯町	同 郡北塩原村	耶麻郡猪苗代町
非自動はかり（計量法 施行令（平成五年政令 第三二九号）第五条第 一号又は第二号に掲げ るものを除く。以下同 じ。）分銅及びおも り			
六月一三日 午前九時三〇分か ら 午前十一時三〇分	六月一二日 午後一時三〇分か ら 午後三時三〇分ま で	同 午後一時三〇分か ら 午後二時三〇分ま で	六月六日 午前一〇時三〇分 から 午前十一時三〇分 まで
湯川村体育館	磐梯町中央公民 館	北塩原村役場コ ミュニティーセ ンター	樋ノ口多目的集 会施設 川桁体育館
六月七日 午前一〇時三〇分 から 午後三時三〇分ま で	六月八日 午前九時三〇分か ら 午前一〇時三〇分 まで	北塩原村自然環 境活用センター	猪苗代町役場

喜多方市

同 午後一時三〇分か まで	六月二〇日 午前九時三〇分か ら 午前十一時三〇分 まで	六月一九日 午後一時三〇分か ら 午後三時三〇分ま で	六月一五日 午前九時三〇分か ら 午前十一時三〇分 まで	同 午後一時三〇分か ら 午後三時三〇分ま で	六月一四日 午前九時三〇分か ら 午前十一時三〇分 まで	同 午後一時三〇分か ら 午後三時三〇分ま で	まで
喜多方市役所	喜多方市農村婦 人の家	喜多方市松山公 民館	喜多方市高郷総 合支所	喜多方市山都体 育館	喜多方市熱塩加 納体育館	喜多方市塩川体 育館	

右に掲げる市町村	右の特定計量器で、右の検査を受けなかったもの	六月二五日から七月二〇日まで（土曜日、日曜日及び七月一日を除く。） 午前一〇時から午後三時まで	福島県計量検定所
		六月二二日 午前九時三〇分から 午後三時三〇分まで	同
		六月二一日 午前九時三〇分から 午後三時三〇分まで	同
		午後三時三〇分まで	

二 特定計量器検定検査規則（平成五年通商産業省令第七十号）第三十九条第一項に規定する検査場所で実施する検査

検査区域	対象となる特定計量器	検査の期日
喜多方市、耶麻郡北塩原村、同郡磐梯町、同郡猪苗代町及び河沼郡湯川村	非自動はかり、分銅及びおもり	一〇月一日から一二月二日まで（土曜日、日曜日、一〇月八日及び十一月二三日を除く。）

（計量検定所）

福島県告示第二百三十五号

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第六条第三項の規定により、国土調査として平成二十四年四月二十三日次のとおり指定した。

平成二十四年五月一日

福島県知事 佐藤雄平

一 調査を行う者の名称

郡山市

二 調査地域

郡山市熱海町上伊豆島字堀向

三 調査期間

平成二十四年五月一日から平成二十五年三月二十九日まで

（農村計画課）

福島県告示第二百三十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、愛谷堰土地改良区から平成二十四年四月二日付けで申請のあった定款の変更について、同月二十三日認可した。

平成二十四年五月一日

福島県知事 佐藤雄平

（農村計画課）

福島県告示第二百三十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十七条第一項の規定により、小今泉地区に係る県営ため池等整備事業を行うため土地改良事業計画を定めた。この決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成二十四年五月一日

福島県知事 佐藤雄平

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成二十四年五月二日から
月二十一日まで （二十日間）

三 縦覧の場所

田村市役所

（農村計画課）

福島県告示第二百三十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十七条第一項の規定により、呉羽池地区に係る県営ため池等整備事業を行うため土地改良事業計画を定めた。この決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成二十四年五月一日

福島県知事 佐藤雄平

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間
平成二十四年五月二日から
同 月二十一日まで (二十日間)

三 縦覧の場所
中島村役場

(農村計画課)

福島県告示第百三十九号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条の三第一項の規定により、小谷地区に係る県営農業農村基盤整備事業(農地整備事業(経営体育成型))を行うための土地改良事業計画を変更した。この変更後の関係書類を次のとおり縦覧に供する。
平成二十四年五月一日

福島県知事 佐藤 雄平

一 縦覧に供する書類
土地改良事業変更計画書の写し

二 縦覧の期間
平成二十四年五月二日から
同 月二十一日まで (二十日間)

三 縦覧の場所
会津若松市役所

(農村計画課)

福島県告示第百四十号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により保安林の指定施設要件を変更する予定である旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、当該通知の内容を南会津町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。
平成二十四年五月一日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 所在の不明な者の氏名
界生産森林組合 仲丸靖 馬場廣雄 星清一
- 二 通知の内容の要旨
 - 1 保安林の指定施設要件を変更する予定であると農林水産大臣から通知があったこと。
 - 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施設要件については、保安林の指定施設要件を変更する予定である旨の通知があった件(平成二十四年福島県告示第百八十三号)によること。
 - 3 当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十三条の三において準用する同法第三十二条第一項の規定により、当該告示の日から三十日以内に意見書を提出すること。

福島県知事に提出することができること。

(森林保全課)

福島県告示第百四十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南会津建設事務所で平成二十四年五月一日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十四年五月一日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	区 間	変更前 変更後 の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道戸赤 栄富線	南会津郡下郷町大字戸赤 赤字林下二〇二番三地 先から	変更前	四・九 八・七	八五・〇
	同 郡同 町大字戸赤 赤字林下一二六番一 地 先まで	変更後	五・五 一五・四	八五・〇

(道路計画課)

公 告

公告第九十六号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。
平成二十四年五月一日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 申請のあった年月日
平成二十四年四月二十三日
- 二 名称
特定非営利活動法人ハッピーロード
- 三 代表者の氏名
菅原 敏樹
- 四 主たる事務所の所在地
福島県会津若松市西七日町二番三十五号
- 五 定款に記載された目的

この法人は、障がい者に対して、就労支援等、地域社会で自立するための支援に関する事業を行い、不特定多数の障がい者及びその家族の利益の増進に寄与することを目的とする。

(文化振興課)

公告第九十七号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十四年五月一日

福島県知事 佐藤雄平

一 申請のあった年月日

平成二十四年四月二十日

二 名称

NPO法人フロンティア南相馬

三 代表者の氏名

草野 良太

四 主たる事務所の所在地

福島県南相馬市原町区本町一丁目三十一番地四ツ葉ビル1F

五 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民に対して、現在求められている高齢化社会、環境問題、青少年教育、障害者雇用、コミュニティ開発、途上国支援などの社会的課題の解決に、関する事業を行い、ネットワークを広げることにより、新しい仕組み作りを促進し、より良い社会の実現に寄与することを目的とする。

(文化振興課)

公告第九十八号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第六十八条第四項において準用する同法第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の清算人が就任した旨届出があった。

平成二十四年五月一日

福島県知事 佐藤雄平

土地改良区の名称

金山町土地改良区

就任した清算人

氏名

役員

清算人

同

同

同

同

同

同

住所

大沼郡金山町大字西谷字下モ在家四三三番地の二

同 郡同 町大字沼沢字南上村八五七番地

同 郡昭和村大字松山字川向一〇〇番地

同 郡金山町大字中川字中町一一二番地

同 郡金山町大字中川字中町一一二番地

同 郡金山町大字中川字中町一一二番地

同 郡金山町大字中川字中町一一二番地

同 郡金山町大字中川字中町一一二番地

同 渡部 精一 同 郡同 町大字大塩字間々下二〇九二番地

同 菅家 廣喜 同 郡同 町大字川口字沢向道上一八五〇番地の一

同 渡部 武志 同 郡同 町大字横田字居平五六二番地の五

同 栗城 辰男 同 郡同 町大字玉梨字川下居平一五〇九番地

同 横田 義一 同 郡同 町大字越川字道長七五六番地

同 酒井 昭吉 同 郡同 町大字山入字石塚居平二二二番地

(農村計画課)

公告第九十九号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。

平成二十四年五月一日

福島県知事 佐藤雄平

土地改良区の名称

只見町土地改良区

退任した役員

氏名

理事

就任した役員

氏名

理事

山内 清示

住所

南会津郡只見町大字梁取字大田六〇八番地の一

住所

南会津郡只見町大字梁取字大田六〇八番地の一

平成二十四年五月一日

福島県知事 佐藤雄平

(農村計画課)

公告第百号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第一百三十二条の二第三項の規定により、東沢上ノ池地区に係る県営ため池等整備事業の工事は、平成二十四年三月十五日完了したので公告する。

平成二十四年五月一日

福島県知事 佐藤雄平

(農村計画課)

正 誤

ページ	段	行	正	誤
-----	---	---	---	---

○平成二十四年四月二十日付け定例第二千三百七十八号中(原稿誤り)

一一九	上	後ろ	平成二十四年一月三十日	平成二十四年一月二十六日
-----	---	----	-------------	--------------

十 か
ら